

# 新採復活で学校事務の再建を

五者協(東学・都校職組・アイム・ユニオン・東京教組)が7月16日に提出していた“事務の共同実施に関する解明要求”に対する回答が、8月31日に都教委より示された(裏面参照)。回答からは、「事務職員の定数確保＝標準定数法の遵守」に後ろ向きな都教委の姿勢が浮き彫りになった。

## 崩壊寸前の1校1名体制

01年度に3桁の大台に乗った小中学校学校事務職員の欠員は、その後増加の一途を辿り、今年度には543名に達した(下表参照)。269名の短時間再任用職員をも活用して、かろうじて1校1名体制を維持しているというのが現実だ。また、51歳以上の事務職員が全体の53%を占めており、このままでは10年後に事務職員の人数が半減してしまうばかりか、今年度末退職の200名の穴を埋められなければ、1校1名体制は来年度にも崩壊する。

こうした現状を踏まえて五者協は、「04年度を最後に途絶えている新規採用者の配置を復活し、定数を確保することが不可欠ではないか」と、今回の解明要求を通して都教委に迫った。

これに対する都教委回答(裏面“A12~14”、他)には要領を得ない部分も多いが、おおよそ次のようなことを言いたいらしい。

「栄養職員の場合は、全都的にも1人職場が殆どで、育成職場が存在しない。そもそも育成のしようがない以上、育成を無視して新規採用者を1人職場に配置するのもやむを得ない。片や事務職員の場合、学校事務という範疇では1人職場であるが、行政職員という括りで考えれば全都に複数職場が数多く存在する。従って、新規採用者をいきなり小中に置くのではなく、まずは複数職場に配置し育成してからというのが全庁の方針である」

## 欠員補充で人材育成も可能に

しかし、このような都教委の主張には、以下の点で納得できない。

5月30日の組合への説明で都教委は、「今年度末に退職する200名の穴を埋める努力はする」と

は答えたものの、「知事部局等から小中への異動は本人希望が必要となるが、希望者は少ない」と、異動による欠員補充が困難な状況であることを認めている。「まずは複数職場で育成してから」という考えを否定はしないが、異動や再任用職員の活用で対応しきれないのであれば、残された道は“新採配置の復活”しかあるまい。

また、「人材育成」と金科玉条のように言うが、栄養職員の育成を放棄しているのは合点がいかない。本当に人材育成が重要と考えているのであれば、例え1人職場であっても育成策を講ずるべきであろうし、少なくとも学校事務職員の場合、共同実施に依らずとも問題は解決できる。

冒頭述べたように、今年度の欠員は543名。これを完全に補充すれば、ほぼ1/3の学校が複数職場となり、こうした学校に新規採用者を配置すればOJTによる育成も可能だ。

同時に、通り一遍の研修だけで1人職場に放り込まれる現状から、まずは複数職場に配置されるという仕組みに変われば、知事部局等からの転入希望者も増えるのではないだろうか。

## 都・都教委は標準法を遵守せよ

都教委は、「標準定数法は標準について定めたものである」と言う(裏面“A3”)。「標準に過ぎないのだから、これを厳守する義務は無い」と言いたいのかも知れない。

だが、標準定数法はその第一条で、「・・・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、・・・教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資することを目的とする」と定めている。

全国的にも突出した543名もの欠員を放置している都教委の対応が、“配置の適正化・教育水準の維持向上”を謳った標準法の趣旨に反していることは明らかだろう。まして、欠員を補充できない(しない)ことを糊塗するために共同実施を行うなど、全くの本末転倒である。

2012年度 小中学校学校事務職員の欠員状況

	学校数	定数	配置数	欠員数
小学校	1,304校	1,625名	1,311名	314名
中学校	630校	863名	634名	229名
小中計	1,934校	2,488名	1,945名	543名

## “事務の共同実施に関する解明要求”と都教委回答

### 1 基本定数について

Q 1 来年度小中学校事務職員の基本定数割れを都教委は想定しているのか？

A 1 小中学校事務職員の退職が多い中、大変厳しい状況。必要な職員数を確保するため、PRの充実等の対策を行っているところである。

Q 2 基本定数を確保できなかった学校には、専務的非常勤職員の配置を想定しているのか？

A 2 現時点では回答できない。

Q 3 基本定数を確保しないことは、標準定数法に違反するという認識はないのか？

A 3 標準定数法は標準について定めたものである。欠員には臨時的任用職員を充てている。

Q 4 小中学校には正規事務職員を配置する必要がないと考えているのか？

A 4 小中学校職員定数配当基準表の通りである

### 2 共同実施について

Q 5 共同実施を行うことによって小中学校は育成職場となり、新規採用が可能となるのか？

A 5 小中学校事務は1人職場であることから人材育成等に課題があるが、共同実施によってOJTを行い、人材育成が可能になる。共同実施の場合は新規採用が可能になるよう関係部局に要請する。

Q 6 ……地教委が共同実施は行わないと考えれば、実施しないことも可能なのか？

A 6 共同実施を実施する主体は各区市町村教委であり、都教委は広域的団体の立場から、共同実施の円滑な実施のための連絡・調整・支援を行う。

Q 7 なぜ、大分県を共同実施のモデルとするのか？

A 7 各組合に対して5月30日に、説明及び資料提供した内容の通りである。

Q 8 拠点校で行うことのできる業務は、どのようなものだと考えているのか？

A 8 A3に同じ。

Q 9 本務校は臨時職員対応となるが、臨時職員で学校現場の対応は十分であると考えているのか？

A 9 今年度のモデル校には臨時職員が配置できるよう、該当区市教委に財政措置したところである。

Q10 共同実施を導入した地区とそうでない地区で、事務職員の定数上の違いは発生するのか？

A10 今年度はモデル事業を実施しているところであり、現時点では回答できない。

Q11 共同実施のためのいわゆる「研究加配」を、来年度以降文科省に申請する積もりはあるのか？

A11 今年度はモデル事業を実施しているところであり、現時点では回答できない。

### 3 新規採用配置について

Q12 ここ数年、小中に新規採用事務職員を配置してこなかったが、それは都教委の判断によるのか？

A12 全庁的な方針である。

Q13 1人職場である栄養職員には新規採用者を配置しているのに、なぜ事務職員はできないのか？

A13 全庁的にも栄養職員については殆どの職場が1人職場であるが、事務職員の場合、小中以外は殆どの職場が1人職場ではなく、OJTを初めとする人材育成等が可能なためである。

Q14 当面限定的でも、基本定数確保のために、新規採用をさせることは可能ではないのか？

A14 全庁的な方針を踏まえると、1人職場という状況で新規採用者を配置することは困難である。

### 4 校務改善との整合性について

Q15 学校現場に経営支援組織が設置された場合、その業務は臨時職員が対応するのか？

A15 経営支援部を設置した学校及び区市町村教委の判断により異なる。

Q16 校務改善と共同実施は矛盾しているのではないのか？

A16 経営支援部設置も事務の共同実施も、教職員がより組織的に校務を行い、効率的な学校運営体制を実現することで、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、更なる教育の充実を図ることが目的。学校内に組織を作るか、拠点校で集中処理するのかの手法の違いであって、矛盾することはない。なお、共同実施をした上で、学校に残った業務を経営支援部で担う形態も可能である。

### 5 検討期間について

Q17 江東区と武蔵村山市におけるモデル実施を踏まえて、来年度は全都的に実施していくとしているが、僅か1年の検証で拙速に結論を出すことは、良い結果を導かないと考えるが？

A17 今年度2区市においてモデル実施を行っており、来年度は今年度のモデル実施の成果検証を踏まえて対応する。

### 6 解明要求書の扱いについて

Q18 本解明要求書に対する回答・協議を、早急に行っていただきたい。

A18 その通りやった。